

令和3年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会 主要事業の実績表

令和4年5月19日
第1回茅ヶ崎市地域
コミュニティ審議会
資料8-1

[illegible]

認定コミュニティ活動状況資料

鶴嶺東地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～7
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	9～13
当該年度の活動計画書及び収支予算	14～17
特定事業の概要	18～19
(子どもの見守り活動事業)	
特定事業実施報告書	20～26
(子どもの見守り活動事業)	

【参考資料】

- ・スクラム第10号（令和3年9月15日号）
- ・スクラム第11号（令和4年3月15日号）

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（鶴嶺東地区の特長・現状）

茅ヶ崎市のほぼ中央部に位置し、約11,700世帯、約30,000人と非常に多くの方が暮らしている。東は小出県道から、西は小出川まで3.8km、南は千の川から北は大山街道まで2.5kmと広範囲な地区である。神社・寺もあり、農業が主体であった地域、集合住宅・出入りの少ない地域、比較的若年層が多い地域など、地区内においても状況が様々である。所在する学校等は、3小学校・2中学校・1高等学校・1養護学校・4幼稚園・3保育園と学園が多いことも特徴である。

また、自治会をはじめ、福祉、青少年育成など様々な分野で数多くの団体が活動しており、鶴嶺東コミュニティセンターが活動の拠点となっている。

（鶴嶺東地区で地域コミュニティの取り組みを進める理由）

それぞれの地域の違いを認識しつつ、今まで以上に地区の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。

また、従来、自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに強め、地域横断的な取り組みを進めることが重要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民の情報を共有しながら、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの取り組みを図ることにした。

（鶴嶺東地区での地域コミュニティの取り組みを進める目的）

（１）地区全体で地域を考え、地域社会を活性化する。

様々な個人や団体が、自分たちの地域について話し合い、課題を共有し、課題を解決するために必要となる取り組みを、市と協働して行うことにより、地域社会を活性化させる。

（２）自助・共助・公助・近助のまちづくり

活力のある地域社会を持続可能なものにしていくため、地域の様々な個人や団体と市がそれぞれの責任の下で役割を担い、日常の課題を解決する環境づくりを進めることで、地域における支え合いのカタチを再構築し、共助の拡大につなげる。

（３）地域住民主体のまちづくり

地域の様々な事情を踏まえ、何を優先して実施すべきかという選択が行えるようになり地域課題に予算や設備を効率的に活用し、事業展開ができるようにする。

（４）地域住民の生きがいづくり、自己実現の場の創出

協議会での活動のきっかけとし、参加者が楽しみながら生きがいを得られるようにするとともに、まちづくりの新たな担い手となり得る潜在的な人材を発掘する。

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 4 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第 2 条に市長が告示する鶴嶺東地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 5」と規約第 2 条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第 5 条（1）に「鶴嶺東地区の単位自治会の代表者」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 9 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第 5 条（2）～（1 5）に規定あり。（（3）、（9）～（1 0）を除く。） ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2） 鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表 （4） 鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （8） 鶴嶺地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5） 鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表 （6） 円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表 （7） 浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表 （1 1） 地区子ども会の代表 （1 2） 鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表 （1 3） 鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表 （1 4） 円童豆の会の代表 （1 5） 円蔵中学校保護者会の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第 5 条（2）～（1 5）（（3）、（9）～（1 0）を除く。」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第 5 条（1 9）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第 1 0 条、第 1 6 条に部会の規定あり。	・申請時と同様で変更無し。 ※部会を設置し、誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第 1 0 条第 3 項及び第 4 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第 1 条に名称及び主たる事務所の所在地、第 2 条に主として活動する区域、第 3 条に目的、第 9 条に代表者に関する事項、第 1 0 条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第 3 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

鶴嶺東地区まちぢから協議会 規約

目次

- 第1条 名称及び所在地
- 第2条 区域
- 第3条 目的
- 第4条 事業
- 第5条 委員
- 第6条 準委員
- 第7条 役員
- 第8条 役員の任期
- 第9条 役員の任務
- 第10条 会議
- 第11条 総会
- 第12条 総会の招集通知
- 第13条 総会の議事録
- 第14条 役員会
- 第15条 運営委員会
- 第16条 部会
- 第17条 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営
- 第18条 事務局
- 第19条 事業及び会計年度
- 第20条 経費
- 第21条 住民等からの意見等の取り扱い
- 第22条 必要事項

(名称及び所在地)

第1条 本会は、鶴嶺東地区まちぢから協議会（以下「本会」という）と称し、その所在地を鶴嶺東コミュニティセンター（茅ヶ崎市西久保180番地）とする。

(区域)

第2条 本会の活動区域は、市長が告示する鶴嶺東地区（以下「鶴嶺東地区」という。）の区域とする。

(目的)

第3条 本会は、鶴嶺東地区の市民と市が協働して、地域の課題を共有し、協議を行い、効率的かつ総合的に解決を図っていくとともに、地域活動を活性化し、まちぢからを高めていくことを目的とする。

2 本会は、鶴嶺東コミュニティセンターの管理運営を行い、市民の学習、集会、レクリエーション並びに子どもの集う場を提供し、地域住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成することを目的とする。

3 本会は、子どもの家さんぽみちの管理運営を行い、子どもたちにとって身近で気軽に訪れることができる安全・安心な遊び場を提供し、子どもたちの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鶴嶺東地区の市民及び各種団体の参画促進、連携促進及び地域活動の活性化に関すること。
- (2) 共通課題の共有と課題解決に関すること。
- (3) 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営に関すること。
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第5条 本会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 鶴嶺東地区の単位自治会の代表者
- (2) 鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表
- (3) 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者
- (4) 鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表
- (5) 鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (6) 円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (7) 浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (8) 鶴嶺地区体育振興会の代表
- (9) 地区老人会の代表
- (10) 地区婦人会の代表
- (11) 地区子ども会の代表
- (12) 鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表

(13)鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表

(14)円童豆の会の代表

(15)円蔵中学校保護者会の代表

(16)防災に関する地域団体の代表

(17)環境に関する地域団体の代表

(18)本会が推薦する者

(19)公募により認められた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないとする。

3 委員の定数は40名以内とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置くことができる。

2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 3名以内

(3)書記 2名以内

(4)会計 1名

(5)監事 2名

2 前項の役員は、総会において委員の中から互選により選任する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし会長は2期までとする。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

(1)会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2)副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3)書記は会議の記録及び本会の事務を行う。

(4)会計は本会の会計事務を処理する。

(5)監事は本会の会計状況を監査する。会計事務及び業務執行について不整の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 会議（部会を除く）は会長が招集し、議長となる。

- 3 会議（部会を除く）は、過半数の出席により成立する。ただし、総会及び運営委員会については委員のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。
- 4 会議（部会を除く）の議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議には、各会議を構成する者以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（総会）

第 11 条 総会は、委員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。
- 4 臨時総会は会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第 9 条第 5 号の規定により監事から請求があったときに開催できる。
- 5 総会では、次の議決事項を決定する。
 - (1) 事業報告及び決算に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 役員及び規約に関すること
 - (4) 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業報告及び決算に関すること
 - (5) 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの事業計画及び予算に関すること
 - (6) 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の役員及び規程に関すること
 - (7) その他会の重要事項に関すること

（総会の招集通知）

第 12 条 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の 15 日前までに通知しなければならない。

（総会の議事録）

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
 - (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上の署名押印をしなければならない。

（役員会）

第 14 条 役員会は、役員及び部会長をもって構成する。

- 2 次の事項を所掌する。
 - (1) 総会及び運営委員会に付議する事項

- (2) 会議で議決された会全体に係る事項の執行
- (3) 総会、運営委員会及び部会の調整に関する事項
- (4) その他、総会及び運営委員会の決定を要しない会議の執行に関する事

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

2 運営委員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会及び役員会に付議する事項
- (2) 総会及び役員会において議決された事項に関する執行
- (3) 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営における重要事項の決定に関する事
- (4) 委員の入会、退会、推薦及び公募に関する事
- (5) 部会の設置、協議、連絡、調整及び課題解決に関する事
- (6) 鶴嶺東地区の市民からの意見集約並びに周知方法に関する事
- (7) その他、目的達成に必要な事項に関する事

(部会)

第 16 条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、その部会において部会員の中から互選により選出する。
- 4 部会は、部会長または会長が必要と認めた時に開催できる。
- 5 部会の議長は、部会長が就く。
- 6 部会は、所掌する事項について調査及び審議し、運営委員会に報告する。
- 7 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

(鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営)

第 17 条 鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちの管理運営は、本会の中に設ける鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会が行う。

2 鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の所掌する事項は別に定める。

(事務局)

第 18 条 本会の事務を処理するため事務局を置き、次の事項を行う。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議録及び議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡
- (7) 本会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第19条 本会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第20条 本会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第21条 会議で出された意見等の他、鶴嶺東地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第22条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は平成27年9月5日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条第2項及び第8条第1項に規定する任期は、この規約施行後の最初の任期に限り、平成28年度総会までとする。

附 則

この規約は、平成28年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の組織組み入れに伴い、令和2年8月19日の臨時総会の議決に基づき、令和3年4月1日から施行する。

令和4年度 鶴嶺東地区まちづから協議会 運営委員名簿

No.	規約該当委員	氏名	所属団体	役職
1	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	森谷 義明	円蔵自治会	会長
2	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	吉野 浩二	矢畑自治会	
3	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	西村 広一	西久保自治会	
4	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	粕谷 勉	浜之郷自治会	副会長
5	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	内藤 一夫	下町屋自治会	書記
6	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	杉村 一憲	TBS自治会	監事
7	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	飯田 久美子	サニータウン自治会	
8	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	西江園 裕子	ホームタウン自治会	
9	(1)鶴嶺東地区自治会連合会の自治会長	吉原 雄	アイランズ自治会	
10	(2)鶴嶺東地区社会福祉協議会の代表	野村 幸江	鶴嶺東地区社会福祉協議会	会計
11	(3)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の代表	尾坂 清	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	副会長
12	(4)鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会の代表	木下 操	鶴嶺東地区民生委員児童委員協議会	副会長
13	(5)鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会の代表	山上 壽子	鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会	書記
14	(6)円蔵小学校区青少年育成推進協議会の代表	吉本 秀文	円蔵小学校区青少年育成推進協議会	
15	(7)浜之郷小学校区青少年育成推進協議会の代表	土屋 豊	浜之郷小学校区青少年育成推進協議会	
16	(8)鶴嶺地区体育振興会の事務局長	赤羽根 昭夫	鶴嶺地区体育振興会	
17	(9)地区老人会の代表	山口 正明	真寿会	監事
18	(10)地区婦人会の代表	内藤 ふさ子	浜之郷婦人会	
19	(11)地区子ども会の代表	小原 寿子	はしぐい子ども会	
20	(12)鶴嶺小学校保護者と先生の会の代表	川端 美香	鶴嶺小学校保護者と先生の会	
21	(13)鶴嶺中学校保護者と教職員の会の代表	鈴木 タ紀	鶴嶺中学校保護者と教職員の会	
22	(14)円童豆の会の代表	荒井 綾	円童豆の会	
23	(15)円蔵中学校保護者の会の代表	検見崎 菜花	円蔵中学校保護者の会	
24	(18)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	松本 楯臣	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
25	(18)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	小倉 徹	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
26	(18)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	中村 洋子	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
27	(18)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	藤原 洋子	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
28	(18)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	藤平 世津子	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
29	(18)鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会の推薦者	小島 智佐子	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	
30	(18)本会が推薦する者	木村 敏夫	鶴嶺東地区社会福祉協議会推薦	
31	(18)本会が推薦する者	岡沢 美里	しおかぜ子ども会	
32	(18)本会が推薦する者	小室 喜久雄	民生委員	
33	(19)公募により認められた者	嵩 比呂志	公募委員	

※(16)防災に関する地域団体の代表 及び (17)環境に関する地域団体の代表 は部会長が兼ねる(R4.5.13の全部会で決定予定)。

前年度の活動報告書及び収支決算書

令和3年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会事業報告

1 会議等の実施

(1) 総会、運営委員会、役員会

実 施 日	会議の名称	主 な 内 容
令和3年 4月10日(土)	役員会 (含む部会長)	総会準備
4月17日(土)	総会	書面審査 内容：議案第1号 令和3年度事業計画 議案第2号 令和3年度収支計画 議案第3号 令和3年度役員 議案第4号 令和3年度コミセン事業計画 議案第5号 令和3年度コミセン収支計画 議案第6号 令和3年度コミセン役員
5月14日(金)	全部会	※全部会は中止、各部会会議を実施
6月18日(金)	役員会 (含む部会長)	(1)各部会の報告 (2)子どもの見守り活動（特定事業）についての説明 (3)行政からの連絡事項
7月16日(金)	全部会	(1)役員紹介 (2)子どもの見守り活動（特定事業）についての説明 (3)警察からのお知らせ (4)コミセンからのお知らせ (5)各部会会議
8月2日(日)	市民集会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
9月17日(金)	役員会 (含む部会長)	(1)コミセン創設20周年事業について (2)ごみ有料化について (3)子どもの見守り活動事業の各部会報告 (4)合同防災訓練中止について (5)まちぢから協議会役員選考委員会の設立について (6)民生委員児童委員推薦委員会の設立について
9月25日(金)	自主防災連合会 救命講習会	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
10月15日(金)	運営委員会 (コミセンと合同)	(1)子どもの見守り活動事業の各部会報告 (2)合同防災訓練の中止について (3)まちぢから協議会役員選考委員会の設立について (4)民生委員児童委員推薦委員会の設立について (5)コミセン創設20周年事業組織・スケジュールについて (6)コミセン管理運営委員会情報公開要綱（改正案）につ

		いて (7) 賀詞交歓会中止について
11 月 14 日(日)	鶴嶺東地区防災訓練	※合同訓練は中止、各自治会で安否確認等を実施
11 月 29 日(金)	全部会	(1)子どもの見守り活動事業について経過報告 (2)各部会会議
令和 4 年 1 月 14 日(金)	全部会	(1)子どもの見守り活動事業の見守り旗配布について (2)各部会会議
2 月 18 日(金)	拡大役員会 (含む部会長)	(1)子どもの見守り活動事業の経過報告 (2)総会準備について (3)各部会の報告 (4)コミセン役員案など (5)行政からの連絡事項
3 月 7 日(月)	臨時役員会	(1)次年度事業計画案 (2)次年度の部会構成の検討
3 月 18 日(金)	運営委員会	(1)令和 3 年度事業報告・決算報告 (2)令和 4 年度事業計画・予算 (案) (3)令和 4 年度役員・監事 (案)

(2) 防災減災部会

実 施 日	主 な 内 容
令和 3 年 5 月 14 日(金)	●自己紹介 ●部会長・副部会長の選出 ●令和 3 年度 AED 講習会中止の決定 ●自治会単位の防災活動の紹介と情報共有
7 月 16 日(金)	●子どもの見守り活動事業の担当決め ●合同防災訓練について ●道路冠水などの情報共有
8 月 17 日(火)	●子どもの見守り活動事業の調査結果まとめ
11 月 19 日(金)	●自治会単位の防災活動の紹介と情報共有 ●防災用トランシーバーについて情報共有 ●感震ブレーカーについて
令和 4 年 1 月 14 日(金)	●防災訓練の報告 ●感震ブレーカーの申請状況 ●防災用トランシーバーの管理について ●消火器等設置場所の地図掲載について

(3) 環境安全部会

実 施 日	主 な 内 容
令和 3 年 5 月 14 日(金)	●自己紹介 ●部会長・副部会長の選出 ●今年度の活動目標 (児童見守りを重点的に)
7 月 16 日(金)	●学童の通学路の安全について
11 月 19 日(金)	●各自治会における児童見守りの取り組みの情報交換
令和 4 年 1 月 14 日(金)	●スクラム掲載の活動報告の確認 ●子どもの見守りの調査結果の活用 ●来年度の部会の在り方について ●ごみ問題の課題検討について

(4) 青少年育成部会

実 施 日	主 な 内 容
令和3年5月14日(金)	●自己紹介 ●部会長・副部会長の選出 ●令和3年度活動方針 ●意見交換
7月16日(金)	●子ども見守り聞き取り調査について
11月19日(金)	●見守り活動調査の振り返り ●学区における情報交換 ●見守り旗の活用について
令和4年1月14日(金)	●見守り旗の活用について ●今年度の振り返りと次年度に向けて

(5) 高齢者活性部会

実 施 日	主 な 内 容
令和3年5月14日(金)	●自己紹介 ●部会長・副部会長の選出 ●地域共生社会に向けて5つの支援について
7月16日(金)	●子ども見守り聞き取り調査について
11月19日(金)	●見守り活動調査結果の情報共有
令和4年1月14日(金)	●見守り旗の配布について ●令和4年度からの活動について

(6) 地域福祉部会

実 施 日	主 な 内 容
令和3年5月14日(金)	●自己紹介 ●部会長・副部会長の選出 ●部会についての説明 ●通学路の調査について
7月16日(金)	●子ども見守り聞き取り調査について
11月19日(金)	●見守り活動調査結果の情報共有
令和4年1月14日(金)	●役員会への質問事項の報告 ●情報交換・意見交換

(7) 広報部会

実 施 日	主 な 内 容
リモートで随時実施	リモートで随時実施 スクラム10号発行(記事:子どもの見守り活動事業、各部会年間計画、防災訓練計画、役員・部会長紹介など)
同上	スクラム11号発行(記事:子どもの見守り活動事業、各部会年間活動報告、防災訓練結果など)
同上	鶴嶺東地区まちぢから協議会 HP 管理運営(HP内ページ:鶴嶺東地区まちぢから協議会、鶴嶺東地区まちぢから協議会7部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東コミュニティセンター、鶴嶺東地区社会福祉協議会、つるみね東ボランティアセンター)

2 事業の実施

(1) 市民集会 ※新型コロナウイルス感染防止により中止

(2) 広報紙の発行

概 要 鶴嶺東地区まちぢから協議会活動を、広報誌を通じ地域住民に周知しました。

実 施 スクラム第10号 (令和3年 9月15日発行 9,500部印刷 各戸配布)
スクラム第11号 (令和4年 3月15日発行 9,500部印刷 各戸配布)

(3) ホームページの管理運営

概 要 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会が運営するホームページ内の鶴嶺東地区まちぢから協議会のページで、鶴嶺東地区まちぢから協議会、まちぢから協議会の6部会、鶴嶺東地区自治会連合会、鶴嶺東コミュニティセンター、鶴嶺東地区社会福祉協議会、つるみね東ボランティアセンターに関する情報の充実とタイムリーな発信に努め、管理運営を行いました。

(4) 全部会共通事業及び特定事業

概 要 「地域の子どもは地域で守る・育む、地域も子どもと共に育つ」をスローガンとし、鶴嶺東地区まちぢから協議会は全部会一丸となって「子どもを見守る活動」全部会共通事業として今年度からスタートしました。

鶴嶺東地区には小学校4校、中学校3校、そして養護学校1校の計8校があり、生徒数は約4,000名に及びます。一方、当該地区の通学路には、国道、県道、鉄道踏切、狭隘かつ自動車の往来が多い道路、狭い歩道、交通量の多い交差点などの危険な箇所が多く存在するため、交通安全や防犯のリスクを地域ぐるみで低減していくことが求められています。子どもの見守り活動は、それぞれの学校区毎に通学時を中心として実施されています。しかし、他学区間の取り組みについての情報共有の仕組みがないため、他学区の取り組みの良いところを取り入れたり、問題・課題の共有化などができていませんでした。

そこでまず、令和3年7月から9月にかけて各校の見守り活動の現状調査を部会毎に分担して行いました。調査の結果として、鶴嶺小学校区における取り組みは見守り活動の手本になり得ることが分かり、11月開催の全部会で調査・結果の情報共有を行いました。

また、10月に本協議会の「子どもの見守り活動事業」は市の認定コミュニティ特定事業として認められ、助成金を得ることができました。主に見守り活動のツールとしての「見守り旗」の作成費用に使用しました。目立つ可愛いデザインが好評です。作成した見守り旗の関係者への配布も開始し、見守り活動に活用しています。

令和3年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会 決算報告

収入の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	250,000	570,001	
運営等助成金	250,000	250,000	運営等助成金:250,000円
特定事業助成金	0	320,000	特定事業助成金:320,000円
その他	0	1	利子
合 計	250,000	570,001	

支出の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
印刷製本費	90,000	97,875	広報紙(スクラム10号・11号)印刷
通信運搬費	5,000	19,348	切手代
消耗品費	70,000	82,778	事務用品、コピー代、インク代等
負担金	10,000	10,000	市まちぢから協議会連絡会負担金
研修費	20,000	0	市まちぢから協議会連絡会県外視察代
交際費	30,000	0	市まちぢから協議会連絡会懇親会参加費
事務作業費	20,000	40,000	会議資料作成、広報紙編集作業等
その他	5,000	0	
小計	250,000	250,001	
特定事業費			
事業費(委託料)	0	266,000	特定事業「子どもの見守り活動事業」(見守り旗作成)
小計	0	266,000	
市への返還金	0	54,000	市への返還金(特定事業助成金):54,000円
合 計	250,000	570,001	

当該年度の活動計画書及び収支予算書

鶴嶺東地区まちぢから協議会 令和4年度事業計画

1. 運営委員会・役員会

(1) 事業の実施に関する協議

各部会、各委員及び地域住民からの意見から、地域課題について話し合い、必要に応じて事業の実施を検討する。

(2) 協議会活動の周知に関する協議

広報部会が企画する活動周知について、必要に応じて話し合う。

(3) 各種団体や地域住民等の参画方法に関する協議

区域内の市民がより参画しやすい方法について話し合う。

(4) 役員会に部会長の参加を求めることで、会議全体の充実を図る。

2. 部会

(1) 防災減災部会

- ・ 合同防災訓練の実施。
- ・ 避難行動要支援者等災害時避難弱者の支援マップ作成（地域福祉部会との協働）。
- ・ 感震ブレーカー設置促進。

(2) 環境安全部会

- ・ ごみ有料化問題への取り組み。
- ・ 北茅ヶ崎駅及び周辺道路環境の改善取り組みの進展見守り。

(3) 地域福祉部会

- ・ ミニディ子育てサロンの推進。
- ・ 学童の見守りパトロールの強化並びに通学路の安全確保に努める。

(4) 青少年育成部会

- ・ 主に、青少年の健全育成について情報交換し、通学路の安全確保など子どもの安全確保を第一に活動する。

(5) 高齢者活性部会

- ・ 見守り、清掃などの共同作業を通じて関係部会と連携し、交通事故から保育園児、学童等を守る安全対策並びに自転車安全運転講習会の強化に取り組む。

(6) 広報部会

- ・ 年2回の広報紙の企画・発行及びホームページの管理運営を行う。

3. 事業の実施

(1) 鶴嶺東地区市民集会

集約した地域課題について、市と意見交換を行う。

(2) 鶴嶺東地区防災訓練

避難所（学校）毎に、自治会合同訓練を行う。

(3) 広報紙の発行

年に2回程度広報紙を発行し、各戸配布を行うとともに、鶴嶺東コミュニティセンターへの配架、ホームページへの掲載を行う。

(4) ホームページの管理運営

適宜、活動内容をホームページに掲載する。

(5) 全部会共通事業（継続）

全部会共通事業として、昨年度から開始した当該地区の8つの学校の児童を見守る「子どもの見守り活動事業」を継続実施する。今年度は、見守り活動推進の充実、地域住民の参画促進、行政等関係機関への改善要請などの活動を行う。また、必要と判断されれば、再度市の認定コミュニティ特定事業の申請を行う。

鶴嶺東地区まちぢから協議会 令和4年度スケジュール

月	日	曜日	内 容	場所 (鶴嶺東コミュニティセンター)	時 間
4	9	土	総会（書面審査）		
	15	金	役員会	会議室 A	13:00~
5	13	金	役員会	会議室 A	10:00~
			全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~
6	17	金	役員会（含む部会長）	会議室 A	10:00~
			全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~
7	15	金	役員会	会議室 A	10:00~
			全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~
9	16	金	役員会（含む部会長）	会議室 A	10:00~
			全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~
10	14	金	運営委員会	会議室 A	10:00~
	15	土	全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~
11	18	金	役員会	会議室 A	10:00~
			全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~
1	13	金	役員会	会議室 A	10:00~
			全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~
2	17	金	役員会（含む部会長）	会議室 A	10:00~
			全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~
3	17	金	運営委員会	会議室 A	10:00~
			全部会	大会議室、会議室 A.B.C	13:00~

※ 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会（会長、副会長出席）は、毎月第二水曜日開催。

(5/11, 6/8, 7/13, 9/14, 10/12, 11/9, 12/14, 1/11, 2/8, 3/8)

※ 鶴嶺東地区市民集会については、開催方法や内容を検討中。

※ 上記以外にも、会合・活動が予想されるので会長と連絡を密にする。

(開催日時・場所・会場予約・内容・開催通知・部会報告等)

令和4年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項 目	前年度決算額	予算額	内 訳
補助金	250,000	250,000	
運営等助成金	250,000	250,000	運営等助成金:250,000円
特定事業助成金	320,000	0	特定事業助成金(子どもの見守り活動事業)
その他	1	0	
合 計	250,001	250,000	

支出の部

項 目		前年度決算額	予算額	内 訳
運 営 費	印刷製本費	97,875	87,000	広報紙(スクラム12号・13号)印刷
	通信運搬費	19,348	2,000	切手代
	消耗品費	82,778	60,000	事務用品、インク代等
	負担金	10,000	10,000	市まちぢから協議会連絡会負担金
	研修費	0	20,000	市まちぢから協議会連絡会県外視察代
	交際費	0	30,000	市まちぢから協議会連絡会懇親会参加費
	事務作業費	40,000	40,000	会議資料作成、広報紙編集作業等
	その他	0	1,000	
小計		250,001	250,000	
特 定 事 業 費	事業費(委託料)	266,000	0	特定事業「子どもの見守り活動事業」
小計		266,000	0	
市への返還金		54,000	0	
合 計		570,001	250,000	

特定事業の概要（鶴嶺東地区・子どもの見守り活動事業）

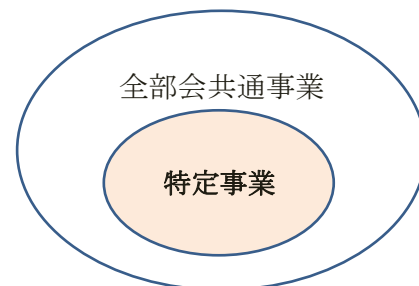
鶴嶺東地区の小・中学生を対象とした「子どもを見守る活動」を、鶴嶺東地区まちぢから協議会の全部会共通事業として令和3年7月から実施しています。全部会共通事業とは、当該協議会に設置された防災・減災、環境安全、高齢者活性、地域福祉、青少年育成の5つの部会が共通に行う事業です。

（１）事業の概要

◆事業概要

全部会共通事業として、下記「事業の内容」の③と④は特定事業に該当します。関係を右図に示すとともに、下線付き太字で明示しています。

なお、全部会共通事業は複数年度にまたがる継続事業として実施する予定です。



◆事業の内容

①各校の見守り活動実情調査（令和3年7～8月に実施）

②調査結果の相互共有（令和3年9～11月に実施）

③見守り活動の充実（特定事業該当）

- ・見守り旗の作成及び配布
- ・見守り人員の増員
- ・見守り講習会、安全教室等の実施
- ・広報誌「スクラム」を用いた地域への発信

④調査報告書作成と関係団体への配布（特定事業該当）と活用

◆「見守り旗」仕様

- ・縦 500mm×横 450mm（テトロンポンジ・ヒートカット加工、印刷）
- ・デザイン：「見守り中 気を付けてね」の文字及び鶴嶺東地区のロゴと協議会名（下地：黄色）
- ・枚数：350枚

【実施主体】 鶴嶺東地区まちぢから協議会（全部会共通事業推進委員会）

＜全部会共通事業推進委員会の構成＞

当該協議会役員、各部会長、青少年育成推進協議会会長、特定事業担当委員

【備品作製】 委託

【周知・啓発】 広報部会（広報紙スクラム）、鶴嶺東コミュニティセンター、各自治会の広報等

（２）事業のねらい

「地域の子どもは地域で守る・育む、地域の子どもと共に育つ」の理念を、全部会共通事業を通じて実現していくことが目的です。

- ・鶴嶺東地区の子どもの見守り活動を通じ、子どもの安全・安心を実現していきます。
- ・子ども自身にも「自分の身の安全は自分で守る」ことを身につけさせていくことができます。
- ・子どもの見守り活動への参画者を当該協議会関係者から当該地域住民に広げることにより、地区全体の連帯の向上を図ることができます。
- ・当該協議会関係者が各校の取り組み調査を行う過程で、自身の居住区以外の状況を知る機会となり、地域に対する理解を深めることができます。

（３）令和３年度実績

事業内容の①から④については概ね実施できました。

特に「①各校の見守り活動実情調査」により鶴嶺東地区全体としての状況把握ができたことと、「②調査結果の相互共有」ができたことに意義がありました。

「③見守り活動の充実」として、見守り活動のツールとして「見守り旗」を作成し、関連する自治会、団体への配布を開始し、これを活用した見守りも開始されましたが、見守り講習会や交通安全教室等の実施ができませんでした。今後、更なる充実を図っていきます。

また、「④調査報告書作成と関係団体への配布と活用」として、見守り活動の実情調査に関する報告書の作成はできましたが、報告書の質を高める作業に時間を割いたため発注・納品までの期間が確保できず、当該年度内の冊子印刷及び関係団体への配布までには至りませんでした。報告書については改めて内容を精査しながら、冊子印刷及び関係団体への配布に向けて、引き続き取り組んでいきます。

特定事業実施報告書（鶴嶺東地区・子どもの見守り活動事業）

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	鶴嶺東地区の小・中学生を対象とした「子どもを見守る活動」を鶴嶺東地区まちぢから協議会の全部会で行う共通事業として、「①各校の見守り活動実情調査」「②調査結果の相互共有」「③見守り活動の充実」「④調査報告書作成と関係団体への配布と活用」を実施しました。 このうち③、④が特定事業助成金の対象となります。なお、本共通事業は令和4年度も継続実施します。		
	活動期間	令和3年7月1日から令和4年3月31日まで		
	実施体制	全部会共通事業推進委員会	周知方法	鶴嶺東地区まちぢから協議会広報紙「スクラム」、各自治会の広報等により周知
	参加者数	約150名 (見守り旗先行配布数)	実施日	令和4年1月から3月の各学校登校日
事業の目的や効果は達成できましたか	「地域の子どもは地域で守る・育む、地域も子どもと共に育つ」のスローガンを、全部会共通事業を通じて実現していくことが目的です。この目的はまだスタートしたばかりのため、達成できておりません。 全部会共通事業として、①から④までの項目について実施することができました。特に「①各校の見守り活動実情調査」により鶴嶺東地区全体としての状況把握ができたことと、「②調査結果の相互共有」ができたことに意義があります。 特定事業助成金の対象である「③見守り活動の充実」として、見守り活動のツールとして「見守り旗」を作成し、関連する自治会、団体への配布を開始し、これを活用した見守りも開始されました。また、「④調査報告書作成と関係団体への配布と活用」として、見守り活動の実情調査に関する報告書の作成も行い、今後の活動の更なる充実のために役立てていきます。 事業の効果として（ア）から（エ）を掲げました。 （ア）鶴嶺東地区の子どもの見守り活動を通じ、子どもの安全・安心を実現していきます。（事業③） （イ）子ども自身にも「自分の身の安全は自分で守る」ことを身に付けさせていくことができます。（事業③） （ウ）子どもの見守り活動への参画者を当該協議会関係者から当該地域住民に広げることで、地区全体の連帯の向上を図ることができます。（事業③） （エ）当該協議会関係者が各校の取り組み調査を行う過程で、自身の居住区以外の状況を知る機会となり、地域に対する理解を深めることができます。（事業①） このうち（ア）と（イ）については、令和4年度から鶴嶺東地区全体で本格的に取り組んでいきます。（ウ）は地域住民の参画が始まったところで、（エ）は概ね達成することができました。			
事業を計画的に実施することができましたか	事業に掲げた①から④について一通り実施することができました。 ③についてはまだ端緒に着いたばかりのため、見守り講習会や交通安全教室等の実施ができませんでしたが、今後、更なる充実を図っていきます。 ④については報告書の作成はできましたが、冊子印刷及び関係団体への配布までには至りませんでした。			

予算計画や予算配分は適正でしたか	見守り旗の作成は予定通りでしたが、報告書印刷については、報告書の質を高める作業に時間を割いたため発注・納品までの期間が確保できず、当該年度内に間に合わせることはできませんでした。
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	鶴嶺東地区まちぢから協議会に参画している各自治会の「自治会だより」などを通じ、地域住民への「子どもの見守り活動」への参加、見守り旗の供与などを行いつつ、自治会を通じて見守り活動で気づいた点などの意見聴取も行っています。
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	該当学区に居住している委員でチームを編成して調査に当たる方が、事前に事情を知っているため効率的ですが、こうした調査プロセス自体が委員にとっても他学区の事情を知る上で重要であるとの考えのもと、鶴嶺東地区の様々な団体からなる様々な地区の委員で構成される各部会単位で調査をすることにしました。 各校実情調査を通じ、部会の方からも「調査を行うことで初めて他校の事情が分かった」など、調査をすることに対する充実感もあったと聞いております。
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	本事業を地域ぐるみで実施できるのはまだ先になりますが、「見守り旗」の地域住民による掲揚なども始まり、徐々に浸透できているという手ごたえを得ており、本事業のスローガンである「地域も育つ」につながっています。 新たな担い手の発掘は、こうした「見守り活動」に接した子どもたちの中から大人になって「見守り活動」に携わる人が出てきて欲しいという願いもあり、そのために「見守り活動」を継続する必要があると認識しています。
課題と今後の展望について	通学時の危険箇所について、地域の力だけでは解決できない課題などがいくつか明らかになってきました。特に鶴嶺学区における鶴嶺八幡宮前交差点では、車の不注意によって大事故につながる危険性をはらんでいます。 本質的な安全確保には行政、警察など多方面からの課題解決に向けた検討と実行が必要です。こうした課題を顕在化させ、解決に向けた働きかけを引き続き行っていきます。 また、報告書については改めて内容を精査しながら、冊子印刷及び関係団体への配布に向けて、引き続き取り組んでいきます。

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	320,000	320,000	市から（特定事業助成金）
計	320,000	320,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
委託料	266,000	266,000	見守り旗作成委託 760円×350枚＝266,000円（消費税含む） （テトロンボンジ・ヒートカット加工）
印刷製本費	30,000	0	
予備費	24,000	0	
市へ返還		54,000	
計	320,000	320,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

地域住民による見守り旗掲揚例



鶴嶺東地区まちぢから協議会 広報紙「スクラム」による地域住民への周知

鶴嶺東地区まちぢから協議会 広報紙「スクラム」 第11号（発行日 令和4年3月15日）

鶴嶺東地区まちぢから **スクラム**

見守り関係者（鶴嶺小学校区の子どもを守る会）の活動

鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会が事務局となり、鶴嶺小・中、小・中PTA、学区内自治会、警察などが参加し、登下校時の通学路での見守りを中心とした幅広い活動を展開している。



10月に本協議会の「子どもを守る活動」は市の認定コミュニティ特定事業として認められ、助成金を得ることができました。主に見守り活動のツールとして見守り旗の作成費用に使用しました。目立つ可愛らしいデザインが好評です。作成した見守り旗の関係者への配布も開始し、見守り活動に活用していきます。

写真は見守り旗を持つ森谷会長で、旗には協議会シンボルマーク「鶴のマーク」もあしらっています。

をスローガンとし、鶴嶺東地区まちぢから協議会は全部会員一丸となって「子どもを見守る活動」を事業として今年度からスタートしました。

鶴嶺東地区には小学校4校、中学校3校そして普通学校1校の計8校があり、生徒数は約4,000人に及びます。一方、当該地区の通学路には、国道、県道、鉄道踏切、鉄橋かつ自動車の往来多い道路、狭い道路、交通量の多い交差点など危険な箇所が多く存在するため、交通安全や防犯のリスクを地域ぐるみで低減していくことが求められています。

子どもの見守り活動はそれぞれの学区ごとに通学路を中心として実施されています。しかし、学区区間の取り組みについての情報共有の仕組みがないため、他学区の取り組みの良いところを取り入れたり、問題・課題の共有化ができていませんでした。

「地域の子どもは地域で守る・育て、地域も子どもと共に育つ」

そこで、昨年7月から9月にかけて、各校の見守り活動に現状調査を兼ねてに分担して行いました。調査の結果として、鶴嶺小学校区における取り組みは見守り活動の平本になりうるものがわかり、11月開会の全部会で調査・結果の情報共有を行いました。両中学校の取り組みは単に見守りだけでなく、さまざまな活動になっています。毎年通学路の危険箇所をパトロールにより把握し、その結果をもとに見守りを実施しています。またこうした活動をリードする「鶴嶺学区の子どもを守る会」を立ち上げて、交通安全教室や歩行訓練などの子どもへの教育、通学路ミーティングによる子どもと保護者への啓蒙、見守り講習会の実施による見守り人への教育、情報交換会を通じた関係者間の情報共有など、学校全体にも広報活動を通じて知らせていきます。活動概要を左上図にまとめました。

ご協力の
お願い

今年度の見守り活動は主にまちぢから協議会の関係者によって開始しましたが、今後は地域の方にも参加をお願いしたいと考えています。ご自宅の前で、見守り旗を持ての児童への声かけを、出来る時に出来るだけしていただければ十分です。

自治会だより 1月号

2022年1月

ホームタウン茅ヶ崎自治会

今年に入り、神奈川県内でもオミクロン株の市中感染が確認され、新規感染者数も再び激増しております。これまでもM（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等でしゃべい）・K（距離と換気、加湿）の基本的な対策をしてきましたが、オミクロン株は身近にあるという危機感を持って、ご自身やご家族さらには周りの人たちを守るためにも、お一人おひとりが「徹底用心」していきましょう。

令和4年1月度 自治会役員定例会から

1. 報告事項

・鶴嶺八幡宮へ新年祈禱を1/9定例会後に実施致しました。
（管理事務所にお神札と破魔矢をお祀りしております）

・鶴嶺東地区まちぢから協議会が特定事業として行っている「子どもを見守る活動」が実施されています。
この事業により、ホームタウン茅ヶ崎自治会には15本の見守り旗が供与されました。

自治会役員の学童チームによる見守りだけでなく、
通学時間帯に家の前に立つだけでも立派な見守りとなります。この見守り旗は、横断歩道で使うだけでなく、
地域で見守り活動を行っていることを示す役割を果たしますので、どなたでもご利用になれます。
ご利用頂ける方は、会長までお申し出ください。



2. 各部会からの活動報告とお知らせ

広報より 1/11、1/25に広報配布しております。

防犯より 12/4、12/18に防犯パトロールを実施致し、今年度の活動は終了致しました。

学童見守りより 1月は学校お休みのため休止。2/7～10実施予定。

切る刈ります隊より 12/20実施。1月末に実施予定。1/中旬に工具点検実施。

環境衛生より 12/22、1/4、1/5ゴミ収集日に点検実施。スプレー缶の適正処理違反がありました。

茅ヶ崎市では収集作業車及び中間処理施設における火災・爆発事故等を防ぐために使用済のスプレーかんには穴をあけて出すようになっております。

令和4年度 第1回地域コミュニティ企画事業審査会

令和3年度 特定事業評価表

【委員：塩崎副市長・総務部長・企画部長・財務部長・市民安全部長・教育総務部長】

事業名	(10) 子どもの見守り活動事業
地区名	鶴嶺東地区まちづから協議会

事業全体に関する評価や今後に向けた助言等をご記入ください。

(総務部長)

- ・報告書に関して、充実した内容とボリューム、地域として「スクラム」を組んで全部会で取り組んだ成果であり、高く評価する。
- ・地域住民によるきめ細かいタイムリーな報告書として、今後、行政も含めて地域全体の質の高い持続的な見守り活動に活用されることを期待する。
- ・課題としてあげられた「危険箇所の解消」「信号機の新設」「学区の再編」については、継続的な課題として行政とともに解決に取り組んでほしい。

(企画部長)

- ・当初の計画どおり進まなかった点があるようですが、ひとつひとつ丁寧に事業展開しようとしている印象を受けます。時間がかかっても丁寧に進めることで、より大きな成果に結びつくことを期待します。

通学路に潜むリスク発見などでは、見守られる側である子どもたちを運営スタッフとして迎え入れることで、大人には気づかなかった点を発見できる可能性もあると思います。子どもたちのアイデアを生かして事業を展開することで、子どもたちが成功体験を積み重ね自己肯定感を高めることにもつながるのではないのでしょうか。

(財務部長)

- ・新たな担い手が増えること、また、引き継がれることを期待したいと思います。

(市民安全部長)

- ・市内屈指の生徒数を抱えるとともに狭隘な道路も多く、危険箇所が点在する鶴嶺東地区において、子どもたちの安全・安心はまだに地域として喫緊の課題であると認識しているところであります。交通安全の視点としては危険箇所の検証を詳細に行っている事を評価いたします。大人の視点だけでなく子どもたちの視点も取り入れられたのではと推察いたしました。横断旗の表示を「見守中」としたことで視覚に訴える効果も期待され

ます。地域で子どもたちを見守る意識の醸成、更には犯罪行為の抑止にもつながるのではないのでしょうか。

地域が一体となって安全・安心の取組を推進している地域で育った子どもたちが健全に成長する。そんな素晴らしい事業として、今後も展開していくことを期待しています。

（教育総務部長）

- ・子どもが被害者となる痛ましい事故や事件が後を絶たない中、「地域の子どもは地域で守る・育む・地域の子どもと共に育つ」の理念の実現を目的とした「子どもを見守る活動」は地域として全体で考え取組むべき事業として重要かつ有益な事業と考えます。

限られた期間内で、各校の見守り活動の実情調査や結果の相互共有、見守り旗の作成・活用が行われたことは評価に値しますが、当初計画されていた講習会等の開催や報告書の印刷・配布が未実施となり、スケジュールには一部無理があったようです。

報告書は、実情調査において段階的な調査手法を設けるなどの工夫が内容にも反映されており、わかりやすく内容の質向上にこだわった結果の成果物となっていますので、印刷・配布のみにとどまらず、今後はこれらを用いて鶴嶺東地区として研修会等を行いながら、より理解を深めるとともに、情報共有を図っていただきたいと思います。

次代へとつながる子どもを見守る活動は、地域の各世代が様々な形で関わり協力しあうことができ、安全・安心を含めた魅力ある地域力の向上・発展に向けた取り組みとして比較的共感の得られやすいテーマかとも思われますので、時間を要し難しい場面も多々あるとは思いますが、引き続き着実に推進されていくことを期待します。



鶴嶺東 まちぢから スクラム vol.10

令和3年9月15日発行(第10号) | 発行責任者: 鶴嶺東地区まちぢから協議会 会長 森谷義明

鶴嶺東地区まちぢから協議会 会報誌「スクラム」第10号 | 発行日 令和3年9月15日

鶴嶺東まちぢから **スクラム**

令和3年度の各部会の活動報告

令和3年度は、各部会で独自に取り組む活動に加えて、
共同事業として子どもの見守り活動を各部会協力して強化推進していきます

全部会共同事業

「地域の子どもは地域で守る・育む、地域も子どもと共に育つ」を理念とし、鶴嶺東地区まちぢから協議会は全部会一丸となって「子どもを見守る活動」を事業として今年度より始めました。その背景には、鶴嶺東地区に小学校4校、中学校3校そして養護学校1校の計8校もあること、また当該地区の通学路には、国道、県道、鉄道踏切、狭隘かつ自動車の往来多い道路、狭い歩道、交通量の多い交差点など危険な箇所が多く存在することにあります。

一方、子どもの見守り活動はそれぞれ学区毎に通学時を中心に実施されていますが、他学区の取り組みについての情報共有の仕組みがないため、他学区の取り組みの良いところを取り入れたり、問題・課題の共有化などができていません。

そこで、各校の見守り活動調査から開始し、今後、調査結果の相互共有、見守り活動の充実(見守り旗の購入と配布、見守り人員の増員など)につなげていきます。見守り旗の購入と配布については、市の特定事業として申請することで進めております。

見守り中
気をつけて

今回新たに鶴嶺東地区まちぢから協議会のシンボルマークを見守り旗に使用する予定です

子どもの見守り活動



○ 低木の枝切り

○ 草むしり

○ 掃除

○ ゴミ出し

○ 買い物

○ 簡単な修理

○ 付き添い

○ ボタン付け

○ 子育て家庭のお手伝いなど

サポーター登録受付中

あなたも地域の支え合いに参加しませんか？

できる時にできる事で

お問い合わせ・お申し込み⇒電話・FAX 86-7639
火曜日・金曜日 9:30~12:00
E-mail: tsuruminehigashi723@dg7.so-net.ne.jp

つるみね東 ボランティアセンター

地域住民が互いに、助け合い、支え合う、ボランティア活動の拠点

地域の皆さんのご意見を幅広く伺い、多くの方々のご協力をいただき、2010年7月に活動を開始しました。現在、サポーターとして登録された90名が、日常生活に支援を必要とされる方々に、年間約500件、色々なお手伝いをしています。

鶴嶺東地区まちぢから協議会のシンボルマークが決まりました

当協議会を象徴するシンボルマークの制作を、当協議会広報部員で市内でデザイン事務所を営む大澤純氏に依頼し、複数案の中から役員会で熟慮を重ねた結果、「鶴嶺」の「鶴」をシンボル化して、歴史と風格を感じさせるようなデザインでマーク化したこちらの案に決定しました。



鶴嶺東まちぢから

部会報告 防災減災部会

部会長 尾坂清

令和3年度は、自助・共助と共に近助の重要性を再認識できる取り組みを実施する予定です。

今年度活動は、下記の通りです。

① 合同防災訓練の実施

11月14日(日)地区内7か所の防災拠点
小・中学校7校にて分散実施予定です。
※コロナの状況により変更の場合あり

② 避難行動要支援者等支援マップ作成

自治会ごとに、避難所別連絡網を作成し
安否確認表(要配慮者)を見直しします。

③ 感震ブレイカー設置促進

一昨年度より設置対応しております。
今年度については、7月末時点までに6自治会209台の申請がありました。

④ 各部会の共通テーマ

「子ども見守り」については、鶴嶺小学校・鶴嶺中学校の2校を担当し、組織・通学路・活動団体・活動内容等調査中です。



編集後記

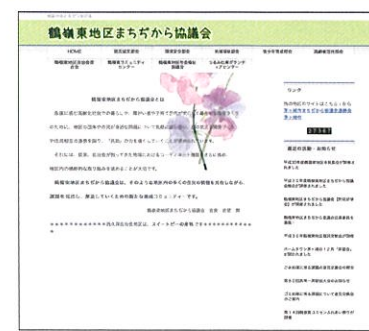
花火や夏祭りなどの地域活動が縮小、中止されており、交流の場が顔の見える関係作りにとっていかに大事かを実感しています。トンネルの出口まで油断しないでコロナ予防対策行動をしっかりとるよう頑張ってください!!

鶴嶺東地区まちぢから協議会
広報部会
大澤 純
仲原 順子

最新情報はホームページから
鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧ください



茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
▶トップページで鶴嶺東地区をクリック!



部会
報告
環境安全部会

部会長 八野 多加志

環境安全部会では安全な通学見守りについて、たたき台を作成しそれに基づき検証することとした。たたき台の内容は、学童の通学路を洗い出し、見守りは誰が行っているのか？のチェックシートである。その方法が各自治会に展開可能か、次回の部会で話し合う予定だ。見守りで子どもたちの安全に対する施策は実施されているが、これらの施策に不足しているものがないか検証する。

実施施策の一例として、円蔵地区では高齢者活性部会で行われている学童見守り活動、円蔵自治会役員で実施している学童通学路の安全チェック、それに加え消火器の鍵のチェック、カーブミラーの過不足チェックや、睦会で実施しているカーブミラーの清掃活動も、学童の安全を守るためには重要である。今後学童の安全チェックは、通学路の悪路、道路標識不備、カーブミラーの設置場所や、通学路に危険がないか検証していきたい。

加えて八掛学童事故を受け、危険な通学路の洗い出しを行い、行政への改善案提示を9月末までに行いたいと考えている。



部会
報告
青少年育成部会

部会長 山上 壽子

青少年育成部会は、小学校区推進協、小学校・中学校PTA、子ども会の代表で構成された部会です。各々の団体に上部組織があり、それに基づいた活動をしているため、部会としての活動を計画するというよりそれぞれの団体の情報交換、校区ごとの状況把握が主な議題となっていました。

そのような中、今年度「子どもの見守り」がまちぢから協議会の全体のテーマとして取り上げられたことは大変有難く思っています。部会としては、この活動が単年度で終わる活動ではなく継続事業として位置づけられたので、地域ぐるみでアピールできる方策を引き続き考えていきたいと思っています。

部会
報告
高齢者活性部会

部会長 下江 晴治

本年度も「児童見守り」「地域清掃」を中心とした活動に力を注いでいきたいと思っています。特に屋外での活動の為、コロナ禍でもマスク着用など対策を徹底すれば、十分対応でき、仲間とのコミュニケーション等にも良い影響を与えられると思います

部会
報告
地域福祉部会

部会長 坪井 一樹

コロナ禍でうち時間が長くなり、会話不足・運動不足・不安やストレスを感じるが増えます。これらを防ぐ方法として「脳の活性化」を図ることも必要です。新しいチャレンジをしてみましよう。「古いアルバムを見て思い出を甦らす」「物の整理や片付けを行う」「趣味を再開することにより、「脳の活性化」が図れると言われています。出来ることからやってみてはいかがですか？コロナ禍が早く収束することを祈るばかりです。

子どもの見守り活動

割り当ての鶴が台小学校及び養護学校に於いて実情調査を行わせて頂き、全体をまとめ、良い所は平準化し問題点は改善を図り、より安全な見守り活動を充実していきたいと思っています。子どもの見守りは交通事故だけでなく近年増加傾向にある拉致にも注視し、人の目が届きにくい場所、変質者等が現れやすい場所などをチェックし改善を図り安全性を高めていきます。



鶴嶺東地区
合同防災訓練

鶴嶺東地区まちぢから協議会
鶴嶺東自主防災連合会

区域内の全災害対策地区防災拠点を利用し
各自治会が同じ日に一斉に実施する予定です。

― 期 日 ― 令和3年11月14日(日) 午前9時～12時

― 場 所 ― 各自治会一時避難場所 * ()内は幹事自治会

- 鶴嶺小学校 (浜之郷)
- 鶴嶺中学校 (矢畑)
- 浜之郷小学校 (西久保)
- 円蔵小学校 (円蔵)
- 円蔵中学校 (円蔵)
- 鶴が台小学校 (円蔵)
- 鶴が台中学校 (円蔵)



― 訓練内容概要 ―

- ① 各自治会毎に安否確認(要配慮者含む)
- ② 実際に利用する避難所(災害対策防災拠点)へ避難
- ③ 受付
- ④ 情報伝達訓練 自治会・災害対策防災拠点・災害対策本部間など無線機を使用し確認
- ⑤ 配備職員との顔合わせ・意見交換
- ⑥ 避難所内防災倉庫見学

新型コロナウイルス禍により、右記訓練内容を変更することがあります。昨年度、合同訓練は中止しましたが自治会が独自に安否確認などを実施しました。今年度は新型コロナウイルスワクチン接種の状況が不透明であり、中止ではなく実施できる事は何かを討議検討してまいります。

令和3年度 鶴嶺東地区まちぢから協議会 役員・部会長名簿

会 長	森 谷 義 明	鶴嶺東地区自治会連合会会長
副 会 長	岩 壁 榮	鶴嶺東コミュニティーセンターセンター長
副 会 長	尾 坂 清	鶴嶺東地区自治会連合会副会長
書 記	西江園 裕子	ホームタウン茅ヶ崎自治会会長
書 記	松 本 楯 臣	鶴嶺東コミュニティーセンター副センター長
会 計	吉 原 弘 子	鶴嶺東地区自治会連合会会計
監 事	野 村 幸 恵	鶴嶺東地区社会福祉協議会会長
監 事	赤羽根 昭夫	矢畑自治会会長
防災減災部会長	尾 坂 清	鶴嶺東地区自治会連合会副会長
環境安全部会長	八野 多加志	円蔵自治会役員
青少年育成部会長	山 上 壽 子	鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会会長
高齢者活性部会長	下 江 晴 治	円蔵第三老盛会会長
地域福祉部会長	坪 井 一 樹	ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ自治会役員
広報部会長	松 本 楯 臣	鶴嶺東コミュニティーセンター副センター長



鶴嶺東まちぢからスクラム vol.11

令和4年3月15日発行(第11号)|発行責任者：鶴嶺東地区まちぢから協議会 会長 森谷義明

鶴嶺東地区まちぢから協議会 会報紙「スクラム」第11号 | 発行日 令和4年3月15日

鶴嶺東まちぢからスクラム

令和3年度鶴嶺東地区防災訓練結果

鶴嶺東自主防災連合会 会長 尾坂 清

区域内の全災害対策地区防災拠点を利用し各自治会が同じ日に一斉に実施する予定でしたが新型コロナウイルス禍を踏まえて合同訓練は中止し、9自治会が独自に安否確認などを実施しました。

自治会名	実施日・時間	訓練場所	訓練種目	参加人数	費用
円蔵	11月14日 8:50~11:00	自治会から組長宅、円蔵地内	班長が班内の状況確認 ➡ 組長（無線使用） ➡本部	250	—
矢畑	11月14日 8:30~11:30	第一次避難場所 矢畑自治会館（本部） 本社宮境内	安否確認（自治会員・避難行動要支援者）、防災用備品展示説明会	187	—
西久保	11月14日 9:00~10:45	自治会館	安否確認（要支援者含む） 白色タオル掲示確認	100	ヘルメット更新
浜之郷	11月14日 9:00~12:00	顔見せ場（115グループ） 自治会本部	安否確認（要援護者として3歳以下含む）、安否確認表更新、事前説明会、無線機電波障害解消用アンテナ・ポータブル電源展示	3518 参加率 80.3% 1213軒	—
下町屋	11月14日 8:00~10:30	自治会館	安否確認、発電機など器具取扱い訓練、防災倉庫備品チェック、防災マニュアル説明	87	34,298 予備ガスバーナー
TBS	11月14日 8:00~10:45	自治会館（自治会本部）	安否確認、要支援者へ声掛け	60	148,500 折りたたみ式水保存袋
サニータウン 茅ヶ崎	10月24日 9:00~11:00	管理事務所 防災倉庫	防災本部立上げ、情報収集、非常用発電機稼働、無線機通信確認	12	—
ホームタウン 茅ヶ崎	11月14日 9:00~10:30	集会所	安否確認 防災備品見学	278	24,410 避難行動リーフレット
ライオンズ 茅ヶ崎ザ・アイランズ	11月14日 13:30~15:00	コミュニティルーム	防災ミーティング	20	—

令和3年度各部会の活動実績報告

令和3年度は、各部会独自の活動に加えて、全部会の共同事業として「子ども見守り活動」事業をスタートしました

報告 部会

防災減災部会

合同防災訓練を11月14日に予定しておりましたが、コロナ禍の為中止としました。

第一回部会（5月14日）◆自己紹介、部会長の選出◆各自治会長より防災についての情報交換

第二回部会（7月16日）◆合同防災訓練（9自治会）について◆地区防災拠点（7避難所）打ち合せ会確認

◆感震ブレイカー申請状況確認 第三回部会（8月17日）◆「子ども見守り活動」実態調査について

鶴嶺東地区まちぢから協議会の全部会共通事業として防災減災部会は鶴嶺小学校・鶴嶺中学校の2校を担当した◆感震ブレイカー申請

6自治会209台申請済 第四回部会（11月19日）◆各自治会防災会の連絡網・組織表提出◆各自治会の防災訓練状況確認

第五回部会（1月14日）◆各自主防災会の連絡網・組織表最終確認

9自治会の避難所別組織表がほぼ完了◆感震ブレイカー申請 最終計7自治会223台◆防災用トラ

ンシーバー（27台）状況確認 2016年鶴嶺東地区連合会より支給品 機器の管理表作成する◆街頭

消火器等を「あなたの街」地図に記載 街頭消火器・移動式格納庫

・防災倉庫を鶴嶺東地区まちぢから協議会の共通事項として、各自治会区内を3月末までに調査し来

年度早々に地図を作成する「まっぴがさがさき」地震対策をクリックする。(株)シーエムが無償で作成

報告 部会

環境安全部会

第一回部会（5月14日）自己紹介、部会長、副部会長選出 全体会議での指示で各学区での安全な登下校について意見交換 報告の纏め

方について次回までに項目のたたき台を準備する事を決定

第二回部会（7月16日）たつき台を基に浜之郷小学校及び鶴が台中学校に各3名で訪問し、学校側が把握している現状を聞き取り調査

実施 主に登下校路の危険箇所・見守り場所・改善要望を纏めて協議会本部に提出

第三回部会（11月19日）部会内で調査報告の詳細を説明し情報を共有

第四回部会（1月14日）今後も児童生徒の安全な登下校を継続して見守ることが重要であることを確認

来年度はゴミ収集の有料化に伴う違法投棄の見守りが重要になるとを確認

児童生徒が安全に登下校できる環境を調査することによって多くの問題がある事が判明した。今後は多くの方々の協力を得ながら見守り活動をより推進し、住民が安心できる環境づくりに努めていきたいと思います。

報告 部会

青少年育成部会

第一回部会（5月14日）◆自己紹介、部会長の選出◇まちぢからにおける今年度の活動方針の確認 第二回部会（7月16日）◆学区ご

との見守り状況聞き取り調査に向けて◇コロナ禍における活動の難しさと、部会構成メンバーが仕事を持つ子育て現役保護者であることから日程調整も難しく、話し合いの結果、学区の代表が担当することに決定

第三回部会（11月19日）◇聞き取り調査報告◇学区における意見交換 事件・事故について心配な事案の共有。学校、地域での子ども

の様子について意見交換◇旗の有効活用について意見交換 第四回部会（1月14日）◇令和3年度の振り返り 部会構成メンバー

が各々が所属している団体からの代表（1年交代のメンバーが多い）ということもあり、部会独自の活動を見出すことが難しく、立ち上げ当初から情報交換が中心の活動となっていました。

今年度まちぢから全体の活動テーマが設けられ、聞き取り調査の実施と結果を聞き、改めて子どもたちが見守られている地域で生活をしていくことを実感したとの声が多くありました。現役世代の活動への協力は大変な面も多くありますが、出来る時に出来る活動と呼びかけていきたいと思っています。

報告 部会

高齢者活性部会

令和3年度の活動もオミクロン株の急拡大に伴い、外での活動に限られております。見守り・清掃・ウォーキング等は5、6名で間隔を保ちながら活動しています。仲間との会話や共同作業を通じることで絆を深め、健康にも良い結果になるのではないのでしょうか。個人ではウォーキングなどでも一日の目標を作り実行してみるのが一つの方法だと思います。コロナ禍が下方傾向になれば各地区にてサ

編集後記

今年度は新型コロナウイルス禍の中で何ができたか模索し続けた一年でした。一時でも早い収束を願うばかりです。

鶴嶺東地区まちぢから協議会 広報部会 松本楯臣 大澤 純 仲原順子

最新情報はホームページから 鶴嶺東地区まちぢから協議会の最新情報をご覧ください



茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

▶トップページで鶴嶺東地区をクリック!



報告 部会

地域福祉部会

本年度令和3年もコロナ騒動に翻弄された年でした。福祉部会としての課題が見送りとりました。

一方、まちぢから協議会より各部会共通の大きな課題「子どもの見守り活動」が提示されました。

実情調査から始まり、当地区の通学路危険箇所、防犯危険箇所、見守り講習、情報交換などの実態が

明確化されつつ改善の方向に向かい、終わりのない活動になったことは有意義でした。

当地区は養護学校を含む小・中学校8校があり、その内2校を実情調査させていただきました。それぞれの代表者は真剣に問題点を捉えられていて改善を図る上で参考になりました。

全国的に危険通学路の見直しの時期とも重なりタイムリーな課題であったと思います。

具現化に基づいて子どもの安心、安全に繋げていきたいと思っています。

「地域の子どもは地域で守る・育む、 地域も子どもと共に育つ」

をスローガンとし、鶴嶺東地区まちぢから協議会は
全部会一丸となつて「子どもを見守る活動」を事業
として今年度からスタートしました。

鶴嶺東地区には小学校4校、中学校3校そして養護学校1校の計8校があり、生徒数は約四千名に及びます。一方、当該地区の通学路には、国道、県道、鉄道踏切、狹隘かつ自動車の往来多い道路、狭い道路、交通量の多い交差点など危険な箇所が多く存在するため、交通安全や防犯のリスクを地域ぐるみで低減していくことが求められています。

子どもの見守り活動はそれぞれの学区ごとに通学時を中心として実施されています。しかし、他学区間の取り組みについての情報共有の仕組みがないため、他学区の取り組みの良いところを取り入れたり、問題・課題の共有化ができていませんでした。

そこでまず、昨年7月から9月にかけ、各校の見守り活動に現状調査を部会ごとに分担して行いました。調査の結果として、鶴嶺小学校区における取り組みは見守り活動の手本になりうるということがわかり、11月開催の全部会で調査・結果の情報共有を行いました。同学校区の取り組みは単に見守りだけでなくとまらない活動になっています。毎年通学路の危険箇所をパトロールにより把握し、その結果をもとに見守りを実施しています。またこうした活動をリードする「鶴嶺学区の子どもを守る会」を立ち上げて、交通安全教室や歩行訓練などの子どもへの教育、通学路ミーティングによる子どもと保護者への啓蒙、見守り講習会の実施による見守る人への教育、情報交換会を通じた関係者間の情報共有など、学区全体にも広報活動を通じて知らせていきます。活動概要を左上図にまとめました。



10月に本協議会の「子どもを見守る活動」は市の認定コミュニティ特定事業として認められ、助成金を得ることができました。主に見守り活動のツールとして見守り旗の作成費用に使用しました。目立つ可愛らしいデザインが好評です。作成した見守り旗の関係者への配布も開始し、見守り活動に活用していきます。

写真は見守り旗を持つ森谷会長で、旗には協議会シンボルマーク「鶴のマーク」もあしらってあります。



見守り関係者（鶴嶺小学校区の子どもを守る会）の活動

鶴嶺小学校区青少年育成推進協議会が事務局となり、鶴嶺小・中、小・中PTA、学区内自治会、警察などが参画し、登下校時の通学路での見守りを中心とした幅広い活動を展開している

学校教職員

見守り関係者

児童

保護者

通学路危険箇所チェック

見守り講習会

交通安全教室

歩行訓練

情報交換会

通学路コース・ミーティング

広報活動

ご協力の
お願い

今年度の見守り活動は主にまちぢから協議会の関係者によって開始しましたが、今後は地域の方にも参加をお願いしたいと考えています。ご自宅の前で、見守り旗を持つての児童への声かけを、出来る時に出来るだけしていただければ十分です。